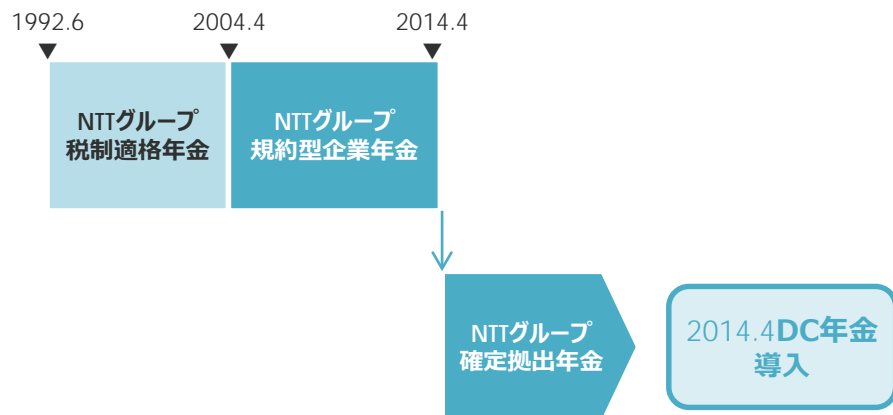


任意で掛金の追加拠出もできる、社員自ら運用して受け取る年金

少子高齢化の進展に伴い、公的年金を取り巻く環境は大きく変化し、これまで支給開始年齢の65歳までの引上げや給付水準の適正化が行われてきました。今後も、支給開始年齢の更なる引上げや、デフレ下でのマクロ経済スライドの適用など、公的年金における給付水準抑制の議論は避けられない情勢となっています。

そうした中、退職後の所得水準ニーズの多様化に応え、退職後の生活の充実を図るため、退職給付制度における柔軟かつ多様な選択肢の実現と、社員個々の自助努力による資産形成意識の醸成をサポートしていく仕組み作りが重要です。

NTTグループでは、確定拠出年金制度の特徴である税優遇のある加入者掛金拠出（マッチング拠出）や、有利な運用商品、投資教育の提供を活用し、社員自身が描く退職後の生活設計を支える柔軟な退職給付制度としていくため、2014年4月にNTTグループ規約型企業年金をNTTグループ確定拠出年金に移行しました。



確定拠出年金導入のねらい

1. 社員個々の老後のライフスタイルニーズに合わせた選択肢の拡大（マッチング拠出、短期や終身での年金受け取り）
2. 有利な資産運用機会の提供と投資教育によるファイナンシャルスキルの付与
3. グループプラットフォームとしての年金制度の確立
4. 資産運用リスクの回避による会社財務の健全化と安定した企業年金制度の実現

加入のしくみ

対象者

DC年金の加入対象となるのは、DC加入会社に勤務する社員のうち、一部の方（DC加入対象となる就業規則に属する社員）ならびに、上記の会社からグループ会社への出向社員です。

現在のDC加入会社は82社です。

（2021年4月1日現在）

加入者資格の取得・喪失

加入者資格は、上記会社に入社した日に取得し、退職・死亡した日の翌日等に喪失します。

加入期間は月を単位として計算し、加入資格を取得した月から喪失した月の前月までの期間とし、年金受給開始年齢の判定に用いられます。

掛金拠出のしくみ

会社掛金

会社掛金は、毎月の退職手当累積額等と社員の年齢に応じて計算され、会社が社員のDC年金専用口座に毎月拠出します。

加入者掛金拠出（マッチング拠出）

加入者掛金（マッチング拠出）は、会社掛金に上乗せし、毎月の給料から社員本人が任意で拠出することができる掛金で、会社掛金同様、社員のDC年金専用口座に拠出されます。

なお、加入者掛金は、税制上の優遇措置（非課税）があるなど、DC年金固有のメリットがあります。

■ 加入者掛金拠出の注意事項

加入者掛金額は1円単位で設定できますが、会社掛金額を上回って拠出することはできず、拠出限度額は加入者掛金額と会社掛金額の合計で月額27,500円となります。

また、社員は、法律で定められた期間（毎年12月～翌年11月）のうちに1回であれば、加入者掛金額を任意で変更することができます。なお、加入者掛金の拠出開始・中断はいつでも申し出ることができます。

■ 加入者掛金拠出可能額のイメージ

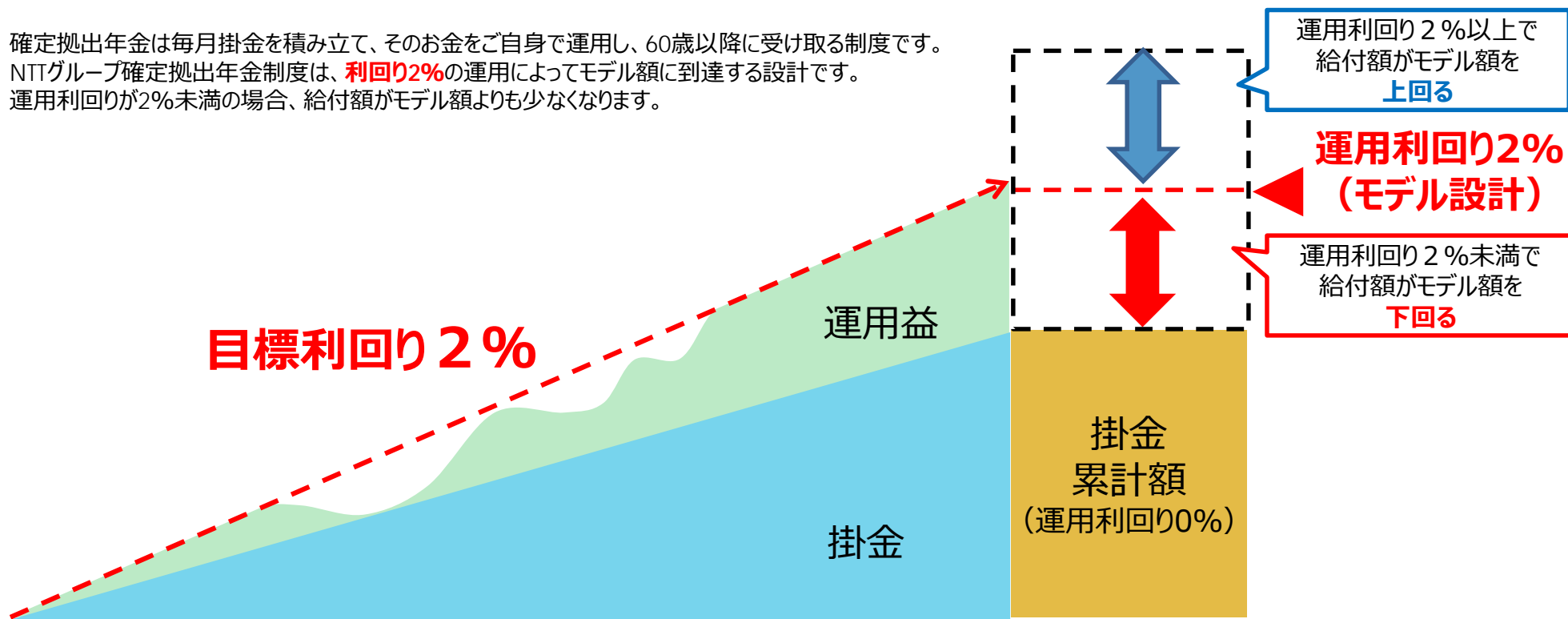


確定拠出年金の目標利回り

もっと詳しく

利回りのイメージ

確定拠出年金は毎月掛金を積み立て、そのお金をご自身で運用し、60歳以降に受け取る制度です。
NTTグループ確定拠出年金制度は、**利回り2%**の運用によってモデル額に到達する設計です。
運用利回りが2%未満の場合、給付額がモデル額よりも少なくなります。



在職期間

60歳以降



加入

① 掛金を積み立てる

② 資産を運用する

③ 資産を受け取る

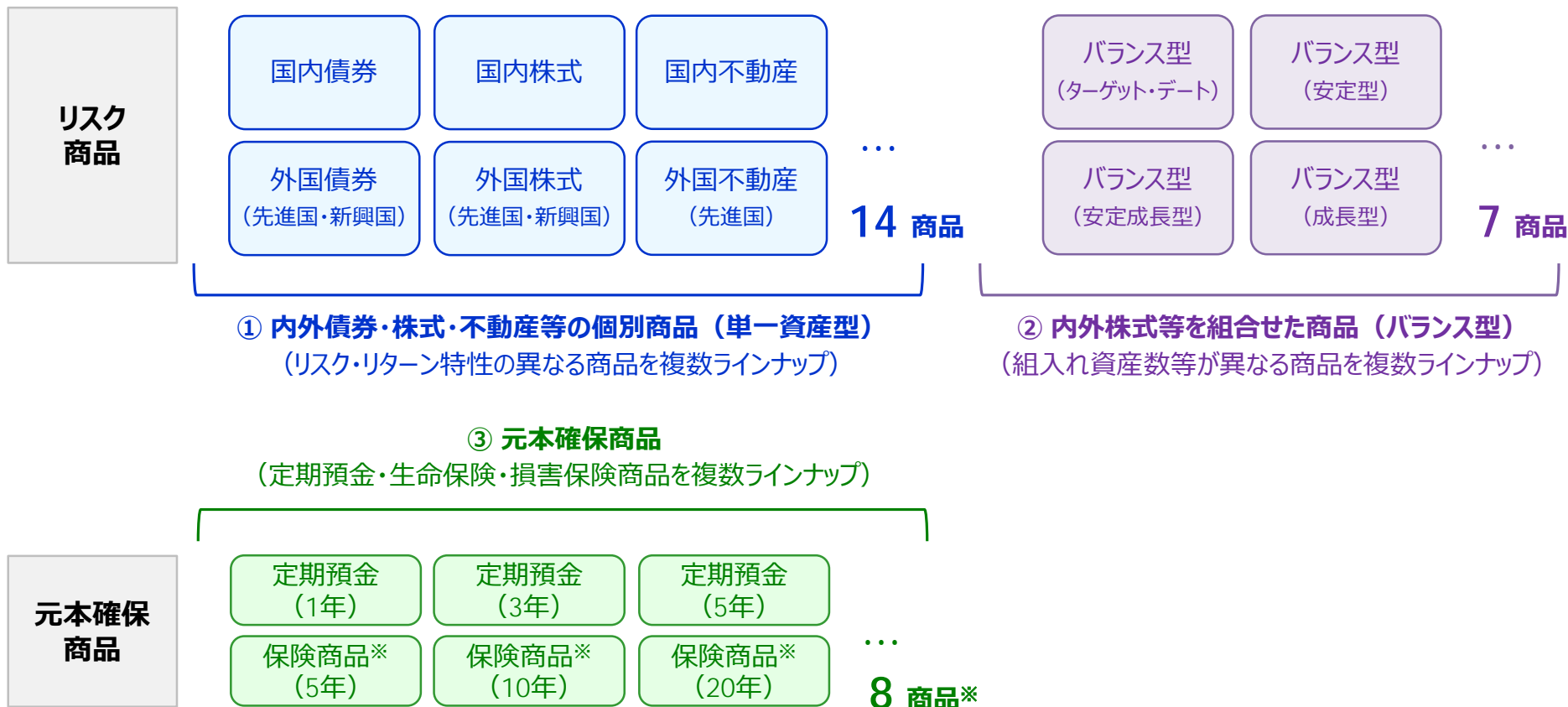


原則60歳以降

もっと詳しく

運用商品のラインナップイメージ

DC年金では運用する商品を自ら選択することになります。運用商品は、『① 国内外の債券・株式・不動産等の各個別商品（単一資産型）』『② ①のような各資産を組み合わせた商品（バランス型）』『③ 元本確保商品』の計29商品をラインナップしています。



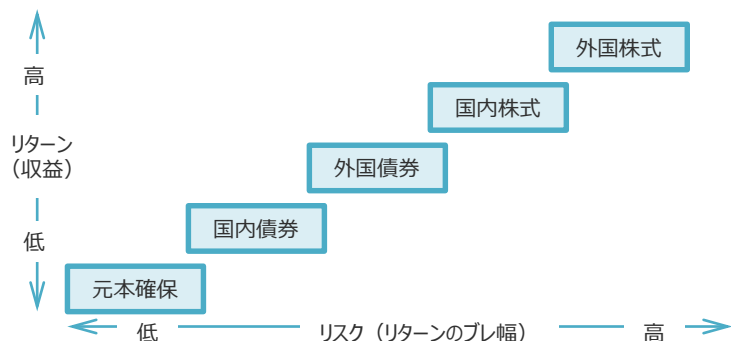
※ 保険商品は、原則、中途解約せずに満期（5年・10年・20年）まで保有した場合に元本が確保されます

もっと詳しく

リターンとリスク

社員は運用利回り2%を目標として、在職中から資産運用を行います。その際に検討しなくてはならないのが、各商品の「リターン」と「リスク」です。

「リターン」とは、運用の結果得られる収益のことで、「リスク」とは、そのリターンのブレ幅のことです。一般に「債券」よりも「株式」の方がリターンもリスクも高く、また為替の影響により、「国内」資産よりも「外国」資産の方がリターンもリスクも高い関係にあります。



資産運用の考え方

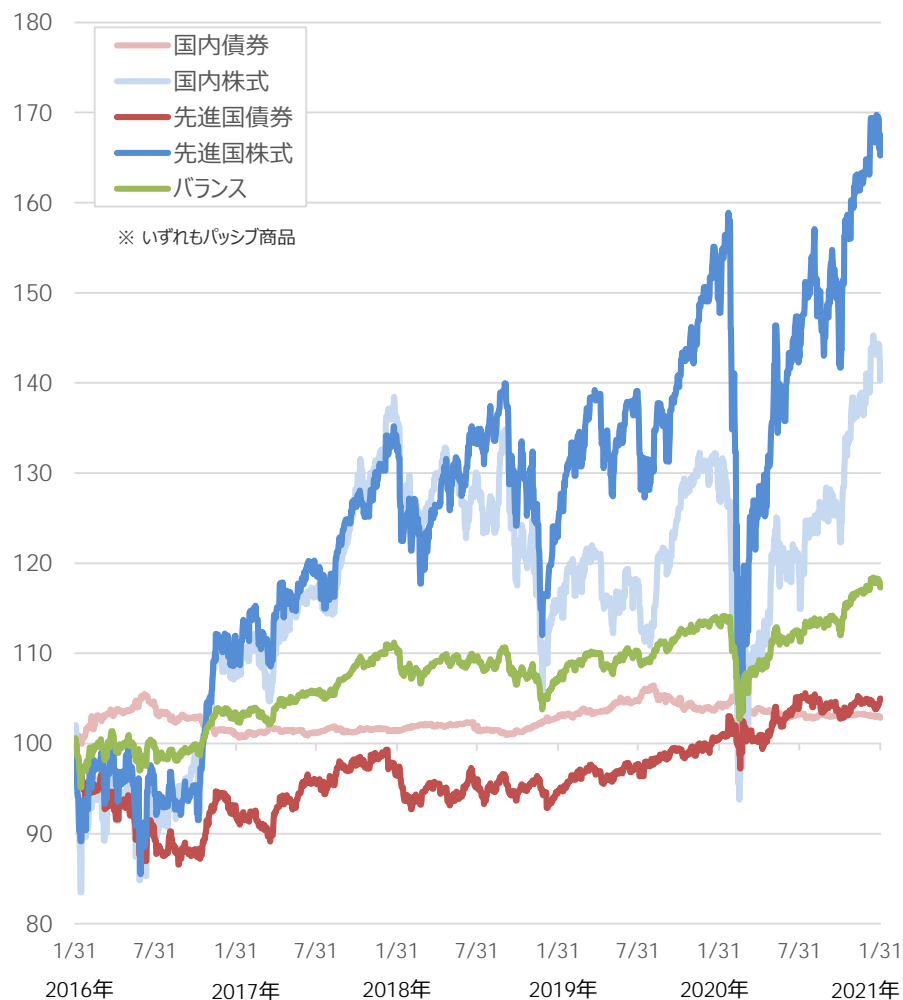
リターンとリスクの関係は、一般にハイリスク・ハイリターン、ローリスク・ローリターンとなりますが、同じリターンを狙う場合でも、リスクを抑えて運用していくために心がけることがあります。

それが「長期投資」、「継続投資」、「分散投資」の3つです。

長期投資	値動きの大きい商品でも長期投資を行うことにより、比較的安定したリターンが期待できます。	DCの特徴 (自動で実施)
継続投資	投資金額を一定にして定期的に継続投資することにより、安値のときに多く、高値のときに少なく購入し、平均的な購入価格を低く抑えることができます。	
分散投資	1つの資産で運用するのではなく、複数の資産（国内外の債券・株式・不動産等）に分散して投資することにより、組み合わせた資産全体のリスクを抑えることが期待できます。 <i>Don't put all your eggs in one basket.</i> (1つの籠に全ての卵を盛るな。)	社員自身が意識

時価単価の推移

(2016年1月31日を100として指数化)



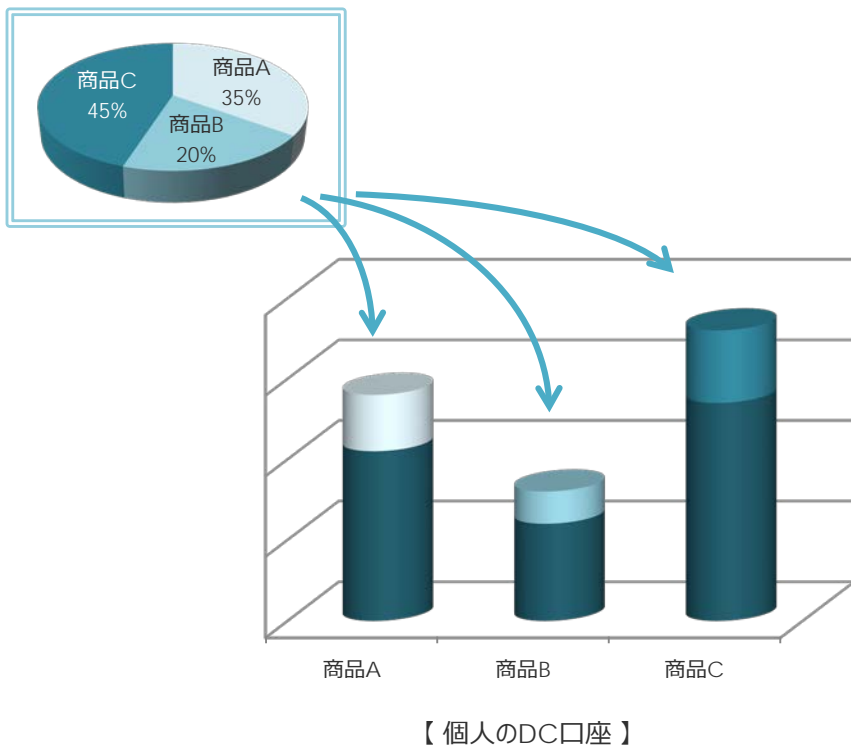
もっと詳しく

配分指定・配分変更

毎月の掛金は、社員本人があらかじめ指定する割合で配分し、各運用商品を購入します。

制度加入時に、最初に配分割合を指定することを「配分指定」といい、その配分を変更することを「配分変更」といいます。いずれも手数料はかかりません。

配分割合はいつでも変更することができ、次回の掛金拠出から適用されます。



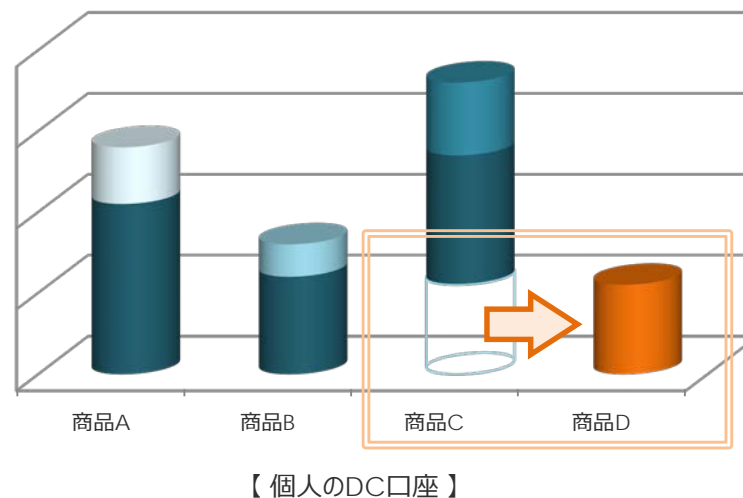
スイッチング

自身の口座内に積み立てた運用商品の全部または一部を売却し、他の商品を購入することをスイッチングといいます。

下の図は商品Cの一部を売却し、商品Dを購入した場合のイメージです。

スイッチング自体に手数料はかかりませんが、商品によっては解約控除額、信託財産留保額といった一定の金額が控除されるものがあります。

スイッチングはいつでも手続きができますが、商品の売却、購入には所定の日数がかかります。

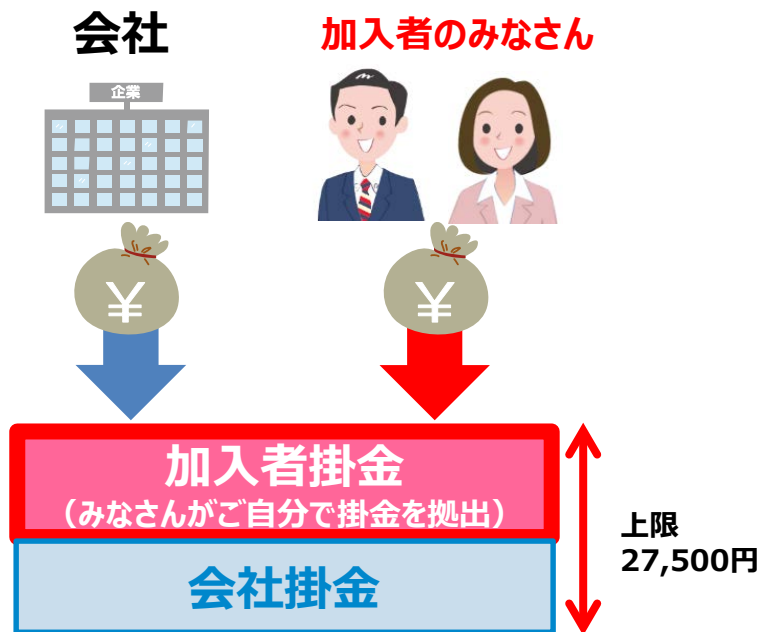


もっと詳しく

マッチング拠出

マッチング拠出は、社員本人が任意で会社掛金に上乗せして掛金を拠出するしくみで、拠出時・運用時の税優遇や、個人運用と比べて有利な運用商品が提供されるというメリットがあります。

マッチング拠出により、社員の個人による資産運用に比して、有利な環境下で退職後資産を形成していくことが可能となります。

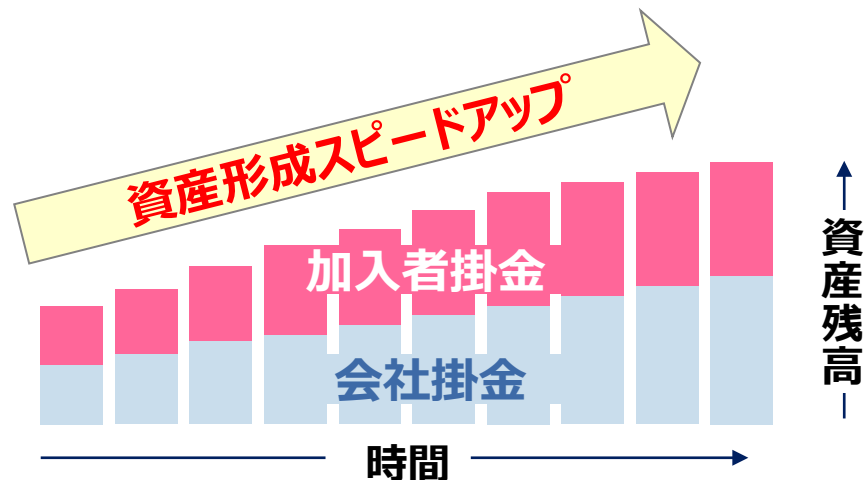


【留意点】

- ・マッチング額の変更は、1年に1度可能です（12月～翌年11月）
- ・マッチング掛金は、受給権者（60歳以降）となるまで受け取ることはできません。

【メリット① 資産形成のスピードアップ】(イメージ図)

マッチング拠出制度を活用した場合、活用しない場合に比べて資産形成の速度が速まる。



【メリット② 税優遇】

マッチング拠出制度を利用すると、拠出した掛金及び運用益は税金の対象とならないため、税優遇がある。

	社員による掛金拠出	個人運用
拠出時	非課税（全額所得控除）	課税（給与所得）
運用益	非課税	課税

年金給付のしくみ

給付の種類

DC年金から受け取る給付には、老齢給付金、障害給付金、遺族給付金（一時金）の3種類があります。

給付種類	事由	受給期間	受給要件
老齢給付金	60歳到達	有期 終身	○ 社員が60歳到達後に退職したとき（加入期間10年未満の場合は最大65歳まで繰下げ）
障害給付金	障害	有期 終身	○ 社員または年金受給者が、70歳になる前までに病気やけがにより障がいが残ったとき
遺族給付金	死亡		○ 社員または年金受給者が、老齢給付金・障害給付金を受け取り終わる前に死亡したとき

老齢給付金（年金または一時金）

老齢給付金（または選択一時金）は、60歳以降、退職した場合に受け取ります。ただし、加入期間に応じて年金の受給開始時期が異なります。

60歳時点の加入期間	受給開始年齢
10年以上	60歳
8年以上 10年未満	61歳
6年以上 8年未満	62歳
4年以上 6年未満	63歳
2年以上 4年未満	64歳
1ヵ月以上 2年未満	65歳

70歳になる前までに請求

もっと詳しく

年金の受給方法に関する選択肢

受給割合	<ul style="list-style-type: none"> 一部（25%または50%）または全額（100%）を選択一時金で受け取ることができます。選択一時金で受け取る分を年金原資から差し引いた残額を年金として受け取ることになります。
受給開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 受給開始年齢到達後すぐに年金を受け取らずに70歳まで受給開始を繰下げることができます。
受給期間	<ul style="list-style-type: none"> 5年、10年、15年、20年、終身から選択できます。 受給期間中も、年金を受け取りながら自ら残った年金原資を運用します。

60歳到達後の退職時だけでなく、据置期間中や年金受給期間中においても、年金原資を選択一時金として受け取ることができます。

据置期間中に選択一時金を受け取りたい場合

25%、50%、100%から受給割合を選択できます。

年金受給中に選択一時金を受け取りたい場合

残りの年金原資相当額を全額、選択一時金として受け取るようになります。

障害給付金（年金または一時金）

社員または年金受給者が、病気やけがにより障がいが残ったときは、障害給付金を受け取れます。70歳に到達するまでに、所定の障害等級に該当していることが条件です。

遺族給付金（一時金）

社員または老齢給付金・障害給付金の受給権者が死亡したときは、遺族が遺族給付金を一時金で受け取れます。

遺族の範囲と
その順位

順位は①～④の順です。

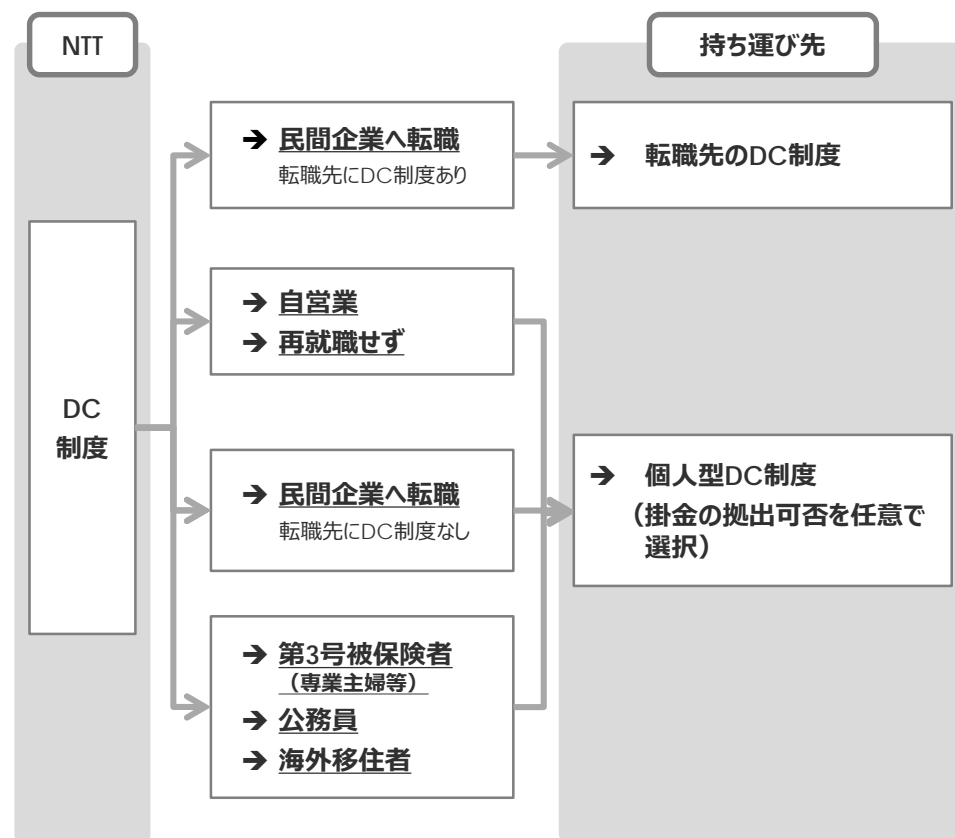
なお、生前に受け取る遺族を①～④から指定することもできます。

- ① 配偶者
- ② 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で生計維持関係にあった人
- ③ その他の生計維持関係にあった親族
- ④ 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で②に該当しない人

ポータビリティ制度

60歳未満で退職する場合は、それまでに積み立てたDC年金の原資（個人のDC口座残高）を転職先のDC年金等に持ち運び、運用を継続することになります。転職先にDC年金がある場合はその制度に、ない場合は国民年金基金連合会が運営する個人型DC年金に移換します。

なお、転職前のDC年金における加入期間は、移換先のDC年金における加入期間に通算されます。



※ 資産の持ち運びにおいては、個人の年金資産から手数料が控除されます。